

## 総会議事録

1. 総会の種類 平成29年度通常総会
2. 招集年月日 平成29年5月8日
3. 開催日時 平成29年5月26日(金)午後2時00分
4. 開催場所 仙台市太白区秋保町湯元字薬師102  
『ホテルニュー水戸屋・曙の間』
5. 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその方法  
理事の数 11名 内出席理事11名(議場に出席)  
監事の数 2名 内出席監事 2名(議場に出席)
6. 組合員総数 71名
7. 出席組合員数 71名(内訳:本人出席54名、委任状出席12名、  
書面出席5名、欠席0名)
8. 出席理事の氏名  
高橋一則、林 義信、永山恵治、山内清司、篠原 剛  
伊藤樹里、堀内幸男、田中秀夫、杉本信夫、大泉貴之、渡部 修
9. 出席監事の氏名 橘 明、柳 漢成
10. 議長の氏名 大久保成志
11. 議事録作成に係る職務を行った理事の氏名 高橋一則
12. 総会開催及び議長の選任

定刻、事務局次長・堤友巳の司会により、来賓の紹介及び事務局職員の新規採用者等の紹介後、林副理事長が開会を宣言し、続いて高橋理事長が開会の挨拶を行う。

次に、山内常務理事より出席組合員数の報告があり、本通常総会は法定数を満たし適法に成立する旨を告げた。

次に、司会者が議長選任方法を諮ったところ、司会者一任の会場同意により、司会者は議長に(株)マルエス総業の大久保成志氏、副議長に(株)ユーギシステムの田苗幸治氏、並びに(有)仙南遊機の渡邊寛孝両名を指名し満場一致をもって選任され、三氏は早速議長席に着き、議案の審議に入る。

### 13. 議事の経過の要領及び議案別議決の結果

#### 第1号議案 平成28年度事業報告書並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案承認の件

議長、第1号議案を上程し、理事田中秀夫氏より詳細に説明させた後、議案審議に先立ち、監事の監査報告を求めたところ、監事橘明氏より中小企業等協同組合法第40条第5項に基づき、平成29年4月17日、平成28年度財産目録、貸

借対照表、損益計算書及び剰余金処分案の各項目について監査したところ、その内容は適正なものとする旨の監査報告がなされた。

次いで議長、議場に諮ったところ、次のとおり、(株)関実、菅野薫氏より挙手質疑がなされ、辻本郷税理士法人・伊藤氏が回答した。

(菅野氏)

監査結果の発表があったが、会計事務所の所見を伺いたい。

(辻本郷税理士法人・伊藤氏)

今期の事業収入については好調であったが、賦課金収入を削減したこともあり、前期と比較すると総収入は横ばい状況でした。経費については、特に交際費が昨年と比較すると多く出ている結果になっていますが、これは今期から、法人税法上に規定している交際費については全てこの科目に集計した結果のものです。今後、利益が多く出た場合、この処分をどのようにして行くか、組合員にどのようにして還元を押し進められるかと言うところだと思います。

引き続き次のとおり、(有)第一遊機、木村氏より挙手質疑がなされ、辻本郷税理士法人・伊藤氏が回答した。

(木村氏)

管理諸費約1,900万円について、もっと詳細に科目を分けることは出来ないか。

(辻本郷税理士法人・伊藤氏)

今後、分かりやすい科目設定を目指したいと思います。

更に次のとおり、(株)関実、菅野薫氏より挙手質疑がなされ、高橋理事長が回答した。

(菅野氏)

① 今年も事務局から質問があれば書面で提出願います。と言う文書が届いた。発言を自由に行わせない、発言を限定するような文書は十分気をつけていただきたい。

この組織は理事会が最高決定機関ではなく、総会が最高決定機関であるが、理事の中に基本的認識のない方がいる。発言させなければ直ぐ終わるのではないか、こんなことを簡単に言葉にすることはあきらめるばかりであるが如何なものか。

② 総会のあり方が他にないのか。秋保に限定しているが、今までやってきたからそうだとすることではなく、各県でやれば組合員も喜ぶと思うが。

③ 書類発給手数料について、東北だけ逸脱して値引きを行なっている。手数料収入は財源の柱として重要なものである。また、書類を扱っていない者は何の配当もなく不平等である。早急に組合の健全化財政を進めて欲しいが、どのような認識を持っているか答弁願いたい。

(高橋理事長)

- ① 議長が議案審議に入る冒頭に、当組合総会規程第8条について、「組合員は、討議事項を逸脱しない限り、事由に質問を行い、かつ意見を述べることができる。」こと、「発言は、議長の許可を得て行うものとし、発言にあたっては、氏名を告げなければならない。」こと、「質問は、簡潔、明瞭に行うものとする。」こと、「意見は、感情、利害にとらわれず建設的に述べるものとする。」こと、「組合員は、他の者の発言を圧迫又は抑制してはならない。」ことを表明したとおりです。

議案書に対する質疑の書面提出についてですが、質問の中には総会で即答できない事案も想定され、限られた質疑時間のなかで、あらかじめ論点を整理し、質疑の内容に的確な回答を用意し、いたずらに時間を経過することのないよう、事前提出をお願いしているものです。

これはあくまでもお願いでありまして、質疑は基本的には自由であってよろしいと思っております。

また、誰からどのように聞いたか分かりませんが、理事の中に総会よりも理事会の方が重いと認識している者がいるということについて、勘違いされると困りますので、あえて言わせていただきます。我々理事として一番大事なことは、理事会で決定したことを皆さんに説明して、それに従っていただき、出来れば71名全員が同じ方向を見て歩んで行くことが組合の姿だと思います。理事である我々としても、組合員にとって総会が一番であることは分かっています。ただ、ある意味、理事会での決定事項が我々理事にとっては、総会より重いときもあるのではないかという言い回しですので、ここを勘違いされ、言葉だけが一人歩きした結果が、質問内容の反論でございます。

- ② 総会のあり方、開催地秋保の場所についてですが、お客様である各県遊協の皆さんも楽しみにしているところでもあります。経費面でも見積もりを取るといようにしております。来期以降の参考意見としていただきます。
- ③ 値引きについてですが、値引きと言う表現に問題があるかもしれませんが、これはあくまで利用分量だと言うことです。全国8単組中7単組が行なっております。皆さんが撤廃しろと言うのであれば、皆さんが決める方向で良いと思います。

ただ、利用分量と言う形として行なっていることをご理解願います。

続いて議長、他に質疑がない事を確認し、議場に採決を諮ったところ、全員異議なく賛成し、原案どおり可決確定した。

第2号議案 平成29年度事業計画書並びに収支予算書案決定の件

### 第3号議案 経費の賦課及び徴収方法決定の件

賦課金の額は、1か月10,000円とし、組合への納入は毎月末日まで、組合口座に振込むものとする。

### 第4号議案 借入金の最高限度額決定の件

借入金の最高限度額は、30,000,000円とする。

### 第5号議案 取引金融機関決定の件

- ① 七 十 七 銀 行 仙 台 東 口 支 店
- ② 岩 手 銀 行 仙 台 営 業 部
- ③ 北 日 本 銀 行 南 小 泉 支 店
- ④ 秋 田 銀 行 仙 台 支 店
- ⑤ 山 形 銀 行 仙 台 支 店
- ⑥ 商 工 組 合 中 央 金 庫 仙 台 支 店
- ⑦ 仙 台 銀 行 本 店
- ⑧ 荘 内 銀 行 仙 台 支 店
- ⑨ 青 森 銀 行 仙 台 支 店
- ⑩ 東 邦 銀 行 仙 台 支 店
- ⑪ ゆ う ち ょ 銀 行 仙 台 中 央

### 第6号議案 出資金、加入金及び保証金額決定の件

- ① 新規加入希望者の出資金は1口100,000円とする。
- ② 新規加入希望者の加入金は 1,000,000円とする。
- ③ 新規加入希望者の保証金は 2,000,000円とする。  
(推薦者の保証金はそれぞれ 1,500,000円とする。)

### 第7号議案 脱退者に対する配当額の決定の件

当組合定款第14条により、次のとおりとする。

(100円未満切捨て)

A 出資金 (1口)	100,000円
法定利益準備金 (10,374,809円÷71人)	146,100円
別途積立金 (48,007,550円÷71人)	676,100円
特別積立金 (15,760,759円÷71人)	221,900円
災害対策積立金 (2,800,000円÷71人)	39,400円
繰越損益金 (259,220円÷71人)	3,600円

---

計 1,187,100円

#### B 当期留保金額

(490,000円+10,000,000円+3,200,000円)÷71人

192,800円

C 合 計

A + B =

1,379,900 円

### 第8号議案 役員報酬決定の件

定款第33条「役員に対する報酬は理事と監事を区分して総会において定める」を受けて、

理事報酬（12人） 年額 5,100,000 円 以内

監事報酬（2人） 年額 500,000 円 以内

とする。ただし、各役員に対する配分については、理事会において決定する。

議長、上記第2号から第8号議案までを一括上程し、理事杉本信夫氏より詳細に説明させた後、議場に諮ったところ、次のとおり、(有)第一遊機、木村氏より挙手質疑がなされ、高橋理事長が回答した。

(木村氏)

第7号議案について、ピースマイルへの脱退者に対する配当額の払い戻しについて、ピースマイルは除名ではなかったのか。

(高橋理事長)

本年1月、理事会として除名決定するための総会の日程を決めようとした矢先に、自ら脱退したい旨の届出がなされたので、それを受理したという形です。

更に次のとおり、(株)関実、菅野薫氏より挙手質疑がなされ、高橋理事長が回答した。

(菅野氏)

第2号議案の予算案の値引きに異議あり(反対)、また、古い執行部が何故新しい予算案をつくるのか。

(高橋理事長)

専門的には分かりませんが、新しい執行部が予算案を作成するためには、1月頃に人事を決めておく必要があると思います。

続いて議長、他に質疑がない事を確認し、

第2号議案に反対の意見があったことから議場に諮ったところ、賛成多数で原案どおり可決確定した。

第3号議案から第8号議案を一括採決したところ、全員異議なく賛成し、原案どおり可決確定した。

### 第9号議案 「定款」の一部改正に関する件

議長、上記第9号議案を上程し、理事伊藤樹里氏に詳細を説明させた後、議場に諮ったところ、全員異議なく賛成し、原案どおり可決確定した。

可決した定款中の変更箇所は別紙のとおり。

#### 第10号議案 「新規組合加入規約」の一部改正の件

議長、上記第10号議案を上程し、理事伊藤樹里氏に詳細を説明させた後、議場に諮ったところ、全員異議なく賛成し、原案どおり可決確定した。

#### 第11号議案 「綱紀に関する東北遊技機商業協同組合規約」の一部改正の件

議長、上記第11号議案を上程し、理事伊藤樹里氏に詳細を説明させた後、議場に諮ったところ、全員異議なく賛成し、原案どおり可決確定した。

#### 第12号議案 「組合員の処分等に関する規約」の一部改正の件

議長、上記第12号議案を上程し、理事伊藤樹里氏に詳細を説明させた後、議場に諮ったところ、全員異議なく賛成し、原案どおり可決確定した。

#### 第13号議案 「役員選挙規約」の一部改正の件

議長、上記第13号議案を上程し、理事伊藤樹里氏に詳細を説明させた後、議場に諮ったところ、次のとおり、(株)関実、菅野薫氏より挙手質疑がなされ、高橋理事長が回答した。

(菅野氏)

選挙制度に関連し、組織の若返りを図り組合の将来のため、役員の定年制を検討していただきたい。

(高橋理事長)

次期の執行部にお任せすることで、理事会の中で取り上げております。

続いて議長、他に質疑がない事を確認し、議場に採決を諮ったところ、全員異議なく賛成し、原案どおり可決確定した。

#### 第14号議案 「委員会設置規約」の一部改正の件

議長、上記第14号議案を上程し、理事伊藤樹里氏に詳細を説明させた後、議場に諮ったところ、全員異議なく賛成し、原案どおり可決確定した。

#### 第15号議案 役員選挙の件

議長、上記第15号議案を上程し、「役員選挙」の実施を宣した後、大倉選挙管理委員長より、4月18日に役員選挙の公告をし、役員選挙の定数は、理事定数12名、監事定数2名となっており、4月26日から5月5日まで立候補者の受付を行ったところ、

○理事選挙立候補者には、

篠原 剛氏、佐藤裕史氏、伊藤樹里氏、木幡士朗氏、柳 漢成氏、堀内幸男氏、

永山恵治氏、山内清司氏、田中秀夫氏、高橋一則氏、林 義信氏、杉本信夫氏の 12 名の立候補届出を受理し、

○監事選挙立候補者については、

門田祐也氏、橘 明氏の 2 名の立候補届出を受理した結果、

理事選挙、監事選挙とも定款第 32 条第 4 項「候補者が選挙すべき役員数の数を超えないときは、投票を行わず、その者を当選人とする。」の規定に基き、今回の立候補者が当選人となる旨の報告がなされ、これを受け議長、当該立候補者が当選確定の旨を宣し、そのいずれの者も即日その就任を承諾した。

#### 第16号議案 定款変更認可申請における字句の一部修正委任の件

議長、上記第 16 号議案を上程し、理事伊藤樹里氏に詳細を説明させた後、議場に諮ったところ、全員異議なく賛成し、原案どおり可決確定した。

その後次のとおり、株関実、菅野薫氏より挙手質疑がなされ、高橋理事長が回答した。

(菅野)

今後、議案以外のその他の項目を設けてもらうよう、理事会で審議して欲しいが如何か。

(高橋理事長)

参考意見とさせていただきます。

議長、これをもって本通常総会の議事を全部終了したので、午後 4 時 40 分、閉会を宣す。